

平成 26 年 6 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 31 号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について	1
議案第 32 号	八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第 33 号	平成 27 年度使用中学校用教科用図書の採択について	11

議案第31号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

平成26年 6 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

八戸市学校給食審議会委員の異動に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	推 薦 団 体 (役職)
さ さ き まこと 佐々木 誠	三八地域県民局地域健康福祉部保健総室（生活衛生課総括主幹）
あ ら な い しんいち 荒内 信一	八戸市小学校長会（八戸市立島守小学校校長）
た か は し とおる 高橋 亨	八戸市中学校長会（八戸市立大館中学校校長）
い し ば し のぶゆき 石橋 伸之	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
こ う や ま と も こ 神山 智子	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
え も た あきら 恵茂田 明	八戸市連合父母と教師の会（監事）

任期は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までとする。（前任者の残任期間）

議案第32号

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成26年 6 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

理 由

南郷公民館及びその分館を除く地区公民館の冷房料を定め、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年八戸市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを「（暖房料、冷房料及び燃料費）」に改め、同条中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

第12条第1項ただし書並びに第14条第1項第2号ア及びイ中「暖房料」の次に「、冷房料」を加える。

別表第2の1中「の暖房料」の次に「、冷房料」を加え、同表の1暖房料の項の次に次のように加える。

冷房料	エアコン	1台 1時間	130
-----	------	--------	-----

別記第1号様式（その2）及び別記第2号様式（その2）中

「

使用料 円	暖房料			燃料費	
	(大)	台	円	台	円
	(中)	台	円		

を

」

「

使用料 円	暖房料			冷房料		燃料費	
	(大)	台	円	台	円	台	円
	(中)	台	円				

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、平成26年6月30日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

八戸市公民館条例施行規則（昭和52年4月22日教育委員会規則第8号）

改正後	改正前
<p><u>（暖房料、冷房料及び燃料費）</u></p> <p>第11条 条例別表第2の2及び3の規定により教育委員会が定める暖房料、冷房料及び燃料費は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料、冷房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき。暖房料、冷房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>イ 国又は地方公共団体が使用するとき。暖房料、冷房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>ウ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>1 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の暖房料、冷房料及</p>	<p><u>（暖房料及び燃料費）</u></p> <p>第11条 条例別表第2の2及び3の規定により教育委員会が定める暖房料及び燃料費は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（使用料の納付）</p> <p>第12条 使用者は、使用許可書の交付を受ける際に使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備の使用料、第7条の規定による使用時間延長の許可を受けて施設を使用する場合の延長使用料並びに暖房料及び燃料費については、当該使用終了後教育委員会の定める期限までに納付することができるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 八戸市公民館以外の公民館</p> <p>ア 公民館の事業に属する社会教育関係団体が使用するとき。暖房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>イ 国又は地方公共団体が使用するとき。暖房料及び燃料費を除く使用料の全額</p> <p>ウ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>1 八戸市公民館、南郷公民館及び南郷公民館分館以外の公民館の暖房料及び燃料費</p>

改正後		改正前																					
<p>燃料費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暖房料</td> <td>ストーブ (大)</td> <td>1台 1時間</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>ストーブ (中)</td> <td>1台 1時間</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td>エアコン</td> <td>1台 1時間</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額	(略)			暖房料	ストーブ (大)	1台 1時間	130	ストーブ (中)	1台 1時間	70	冷房料	エアコン	1台 1時間	130	(略)		
区分	単位	金額																					
(略)																							
暖房料	ストーブ (大)	1台 1時間	130																				
	ストーブ (中)	1台 1時間	70																				
冷房料	エアコン	1台 1時間	130																				
(略)																							
<p>2 南郷公民館の暖房料</p>																							
<p>(略)</p>																							
<p>備考 ストーブを使用するときの暖房料は、1台1時間につき130円とする。</p>																							
<p>燃料費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暖房料</td> <td>ストーブ (大)</td> <td>1台 1時間</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>ストーブ (中)</td> <td>1台 1時間</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額	(略)			暖房料	ストーブ (大)	1台 1時間	130	ストーブ (中)	1台 1時間	70	(略)						
区分	単位	金額																					
(略)																							
暖房料	ストーブ (大)	1台 1時間	130																				
	ストーブ (中)	1台 1時間	70																				
(略)																							
<p>2 南郷公民館の暖房料</p>																							
<p>(略)</p>																							
<p>備考 ストーブを使用するときの暖房料は、1台1時間につき130円とする。</p>																							

改正後

第1号様式 (第5条関係)

八戸市公民館使用許可申請書

(その1) 八戸市公民館

(あて先) (指定管理者代表者)		年 月 日
申請者	住所 団体名 氏名	TEL ()
使用する公民館名	八戸市公民館	
使用日時	年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分	分から分まで
使用目的		
催物名称	入場予定者	人
入場方法	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券	公演日及び時間
入場料金 (区分)	円 円 円	日 時 分 時 分
備考 (特別設備その他)		
使用施設名	基本使用料金	許可条件
<input type="checkbox"/> ホール		
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三		
<input type="checkbox"/> 会議室四		
<input type="checkbox"/> 講義室		
<input type="checkbox"/> 和室一・二		
<input type="checkbox"/> 展示室		
<input type="checkbox"/> 展示ロビー		
<input type="checkbox"/> 調理実習室		
合計		
使用の変更又は中止等がありましたら速やかに所定の手続きをおとり下さい。		
受付	年 月 日 許可	年 月 日

改正前

第1号様式 (第5条関係)

八戸市公民館使用許可申請書

(その1) 八戸市公民館

(あて先) (指定管理者代表者)		年 月 日
申請者	住所 団体名 氏名	TEL ()
使用する公民館名	八戸市公民館	
使用日時	年 月 日 () 時 分 年 月 日 () 時 分	分から分まで
使用目的		
催物名称	入場予定者	人
入場方法	<input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券	公演日及び時間
入場料金 (区分)	円 円 円	日 時 分 時 分
備考 (特別設備その他)		
使用施設名	基本使用料金	許可条件
<input type="checkbox"/> ホール		
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三		
<input type="checkbox"/> 会議室四		
<input type="checkbox"/> 講義室		
<input type="checkbox"/> 和室一・二		
<input type="checkbox"/> 展示室		
<input type="checkbox"/> 展示ロビー		
<input type="checkbox"/> 調理実習室		
合計		
使用の変更又は中止等がありましたら速やかに所定の手続きをおとり下さい。		
受付	年 月 日 許可	年 月 日

改正後

(その2) 八戸市公民館以外の公民館

(あて先) 八戸市教育委員会教育長 申請者 住所 氏名 団体名 TEL ()		年 月 日
使用する公民館名 公民館		
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
使用目的		
使用室名	使用人員 人	
使用料 円 (大) 台 円 円 (中) 台 円	暖房料 円 (大) 台 円 円 (中) 台 円	燃料費 円 台 円
備考 (特別設備その他)		
受付 年 月 日 第 号		

改正前

(その2) 八戸市公民館以外の公民館

(あて先) 八戸市教育委員会教育長 申請者 住所 氏名 団体名 TEL ()		年 月 日
使用する公民館名 公民館		
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで		
使用目的		
使用室名	使用人員 人	
使用料 円 (大) 台 円 円 (中) 台 円	暖房料 円 (大) 台 円 円 (中) 台 円	燃料費 円 台 円
備考 (特別設備その他)		
受付 年 月 日 第 号		

改正後

第2号様式 (第6条関係)

八戸市公民館使用許可書

(その1) 八戸市公民館

住所 団体名 氏名		年 月 日 { } 時 分から 分まで		年 月 日
申請者 氏名		TEL ()		様
使用する公民館名 八戸市公民館				
使用日時		年 月 日 { } 時 分から 分まで		
使用目的				
催物名称		入場予定者		人
入場方法 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券		公演日及びひ時間		日 時 分 時 分
入場料金 (区分) 円 円 円				
備考 (特別設備その他)				
使用施設名		納入済額		許可条件
<input type="checkbox"/> ホール				
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三				
<input type="checkbox"/> 会議室四				
<input type="checkbox"/> 講義室				
<input type="checkbox"/> 和室一・二				
<input type="checkbox"/> 展示室				
<input type="checkbox"/> 展示ロビー				
<input type="checkbox"/> 調理実習室				
合計				
上のとおり許可します。				許可第 年 月 日 号
(指定管理者代表者)				印

改正前

第2号様式 (第6条関係)

八戸市公民館使用許可書

(その1) 八戸市公民館

住所 団体名 氏名		年 月 日 { } 時 分から 分まで		年 月 日
申請者 氏名		TEL ()		様
使用する公民館名 八戸市公民館				
使用日時		年 月 日 { } 時 分から 分まで		
使用目的				
催物名称		入場予定者		人
入場方法 <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 整理券 <input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 会員券		公演日及びひ時間		日 時 分 時 分
入場料金 (区分) 円 円 円				
備考 (特別設備その他)				
使用施設名		納入済額		許可条件
<input type="checkbox"/> ホール				
<input type="checkbox"/> 会議室一・二・三				
<input type="checkbox"/> 会議室四				
<input type="checkbox"/> 講義室				
<input type="checkbox"/> 和室一・二				
<input type="checkbox"/> 展示室				
<input type="checkbox"/> 展示ロビー				
<input type="checkbox"/> 調理実習室				
合計				
上のとおり許可します。				許可第 年 月 日 号
(指定管理者代表者)				印

改正後

(その2) 八戸市公民館以外の公民館

住所 申請者 団体名 氏名 様 TEL ()	年 月 日
使用する公民館名 公民館	
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的	
使用室名	使用人員 人
使用料 暖房料 (大) 円 台 円 (中) 台 円	燃料費 円 台 円
備考 (特別設備その他)	
上のおとり許可します。	許可第 号 年 月 日 八戸市教育委員会教育長 印

改正前

(その2) 八戸市公民館以外の公民館

住所 申請者 団体名 氏名 様 TEL ()	年 月 日
使用する公民館名 公民館	
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的	
使用室名	使用人員 人
使用料 暖房料 (大) 円 台 円 (中) 台 円	燃料費 円 台 円
備考 (特別設備その他)	
上のおとり許可します。	許可第 号 年 月 日 八戸市教育委員会教育長 印

議案第33号

平成27年度使用中学校用教科用図書の採択について
平成27年度使用中学校用教科用図書を次のとおり採択する。

平成26年 6 月24日 提出

八戸市教育委員会

委員長 武 輪 節 子

中学校用教科用図書は、継続採択とする。

理 由

平成27年度使用中学校用教科用図書を採択するためのものである。